

NewsLetter

2025 1 月



三崎経営労務事務所

〒146-0082

東京都大田区池上 7-10-7 シールエンドビル 4 階

☎ 03-3754-6424 📠 03-3754-6427

E-mail info@misaki-jim.com

HP <http://misaki-jim.com>

今月の CONTENTS

1. みさきコラム
2. マイナポータルに離職票送付のサービスが始まります！
3. 「103 万円の壁」見直し賛成企業が 9 割
4. 三崎事務所からのお知らせ
5. 外国人技能実習生の転籍要件が明確化されました
6. スタッフコラム（今月は田辺です）



みさきコラム



いつもお世話になっております。三崎です。

ニュースレターは 1 月号ですが、このコラムを書いているのは 12 月最終週です。ということで、今年の総括をしなければ・・・と考えております。

今年は定額減税が 6 月にありましたので、その対応に神経を使いましたが、思ったより手間もかからず対応できました。ですが、現場の事務作業者の工数、問い合わせ対応などは増えますので、二度とやってほしくないというのが本音です。バラマキと言われようとも一律 3 万円支給してもらう方がよっぽど事務手続きのコストはかかりません。

今年は障害者雇用についても考えさせられる年になりました。今後障害者雇用率は上がり、除外率は下る傾向となりますので、企業の障害者雇用は避けることのできない課題となります。自社の中で仕事の洗い出しをして、「この仕事ならこのような障害がある人でもできる」というものを見つけて行かなければなりません。また可能なら、支援学校からの新規学卒を定期的に雇用できると障害者雇用のノウハウが社内に蓄積できて良いかと思います。障害者雇用代行ビジネスに頼ることなく、正攻法で取り組むことが、障害者雇用の課題を解決する唯一の方法かと思います。しかしまあ「それが大変」という事ではありますが・・・

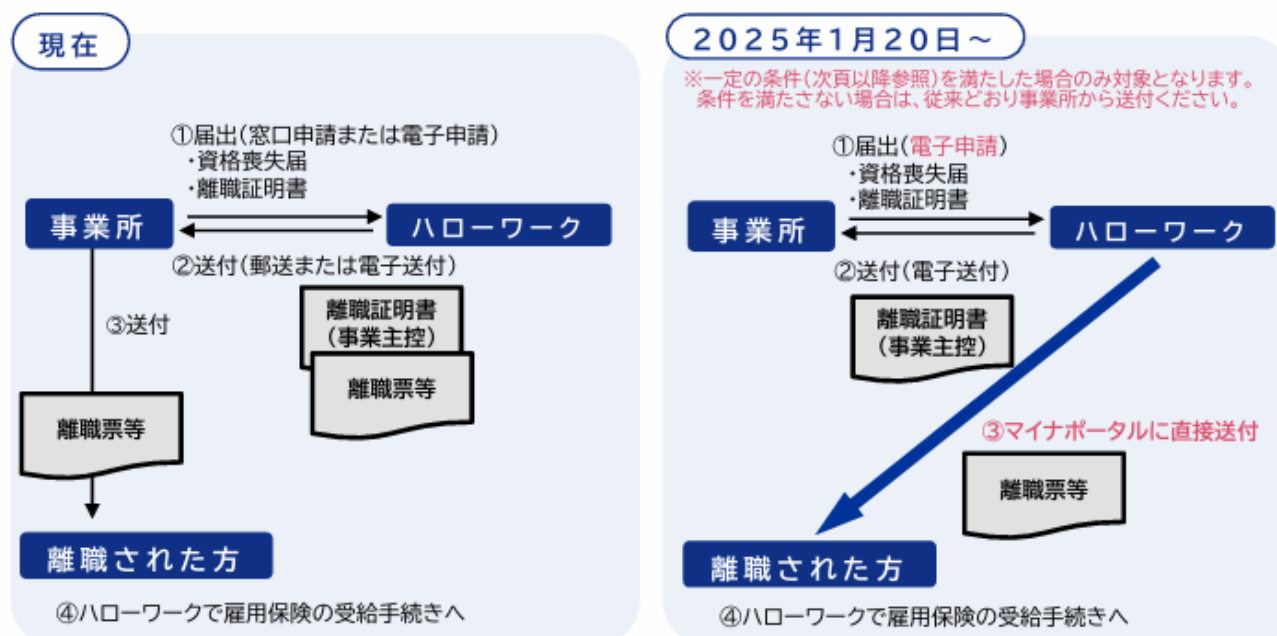
マイナポータルに離職票送付のサービスが始まります！

1月20日から、希望する離職者のマイナポータルに離職票を直接送付するサービスが始まります

◆離職票が使われる場面

離職票とは、雇用保険の被保険者が離職後に求職者給付（基本手当等）を受給するために必要な書類です。離職票は現在、ハローワークから事業所を通して離職者に送られています。2025年1月20日から、希望する離職者のマイナポータルに直接送付するサービスが始まります。離職者がハローワークで求職の申込みをするには、事業所から離職票が届くまで1週間から10日ほど待つ必要がありましたが、新サービスを使えばその期間が短縮されます。事業所は離職者に離職票を送る手間が省けます。

「離職票」等が送付されるまでの流れ



◆離職票のマイナポータル直接送付のために事業所がやるべきこと

- (1) 被保険者の方に被保険者向けリーフレットを使って周知しましょう。**このサービスが被保険者の任意**であることに留意する必要があります。
- (2) 被保険者本人のマイナポータルで、**マイナンバーがハローワークに登録されているか確認**してもらいます。登録されていない場合は、事業所が「個人番号登録・変更届」をハローワークに提出し、マイナンバーを登録してください。
- (3) 被保険者のマイナンバー登録が済んでいる場合は、**被保険者本人にマイナポータル上で「雇用保険 WEB サービス」との連携設定を行ってもらいます。**(2)(3)は資格喪失届提出の2週間前までに行ってください。
- (4) 雇用保険の離職手続を電子申請で行ってください。電子申請ではなく紙様式でハローワークに届け出た場合は、離職票は従来通り事業所経由となります。

【厚生労働省「(事業主の皆さまへ)2025年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します！】

「103 万円の壁」見直し賛成企業が 9 割

103 万円の壁って？

「103 万円の壁」とは、年収が 103 万円を超えると所得税が発生し、配偶者控除の対象から外れることを指すものです。この壁を超えていないことを配偶者手当の支給要件としている企業もあります。そのため、**この壁を意識して働き控えをするパートタイム労働者が多く、企業にとっても人手不足の一因となっています。**

今回の調査では、67.8%の企業が「103 万円の壁」の引上げに賛成し、21.9%の企業が「撤廃すべき」と回答しました。つまり、合わせて **89.7%の企業が現行制度の見直しを求めている**とわかります。

◆アンケートでの主な意見

企業からは、「壁を引き上げることでパートタイム労働者の働き控えが解消され、人手不足の解消につながる」との声が多く寄せられています。昨今の最低賃金上昇により、103 万円までの労働時間が短くなっていることの影響もうかがえます。また引上げが実現すれば、「減税効果により消費活動が活発化する」という期待もあります。その一方で、「社会保険料の 106 万円・130 万円の壁もあるので、所得税のみの見直しでは働き控えは残る」という意見や、財源をどう確保するかについて心配する声も見られます。

◆最新動向を注視し対応策を

103 万円をはじめとする「年収の壁」を巡っては、法改正に向けた動きが加速する可能性があります。企業は最新の動向を注視し、従業員が安心して働けるよう適切な対応策を講じることが重要です。

【帝国データバンク「103 万円の壁」引き上げに対する企業アンケート】



年末調整を行った会社様へのお願い

年末調整を弊社で承った会社様へのお願いになります。

年明け 1 月末までに年末調整業務の一環として「**給与支払報告書**」を各市区町村に提出しなければなりません。つきましては、会社様に各市区町村から届いている「給与支払報告書」の書類一式を弊社までにお送りいただけますでしょうか。各市区町村封筒の体裁は異なりますが、封筒の表に「給与支払報告書在中」という文言が記載されていると思います。一括に取りまとめて結構ですので、よろしくお願いいたします。



外国人技能実習生の転籍要件が明確化されました

◆技能実習の運用要領を改正

出入国在留管理庁が、外国人技能実習の運用要領を改正し、転籍を可能とする場合の要件に、「**ハラスメントを受けている場合**」が明記されました。技能実習生の失踪の増加や、外国人労働者に対する人権侵害に対する批判が国際的にも高まっていることを受けた対応だと思われます。

技能実習生は原則 3 年間転籍ができませんが、「やむを得ない事情」があったときは、受入企業を変更する転籍が認められています。

これまで、この「やむを得ない事情」にどのような場合が該当するのか定義があいまいでしたが、暴行や各種ハラスメント（暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラなど）を受けている場合、重大悪質な法令違反・契約違反があった場合に転籍できることが明確化されるとともに、直接被害を受けた技能実習生だけでなく、同僚の技能実習生についても対象となりました。

技能実習であるからといって、ハラスメントや賃金不払いなどの法違反が許されないことが明確にされた形です。また、転籍を申し出るための専用様式も作成されたそうですので、今後は転籍の申出がなされやすい状況となったようです。

◆技能実習制度は「育成就労制度」へ

労働基準法違反・法定労働時間を超えた労働、労働安全法違反、労災隠し、賃金未払い、実習計画に基づかない実習などは、認定の取り消しや是正指導、送検等につながります。

技能実習制度はあらたに「**育成就労制度**」への見直しが行われます。新たな制度は 2027 年の開始が見込まれますので、今後の動向に注意しておきましょう。

【「技能実習制度における「やむを得ない事情」がある場合の転籍の改善について」】



ご不明な点がございましたらお気軽に弊所までお問い合わせください。 ☎ 03-3754-6424

スタッフコラム

巷ではインフルエンザが猛威を振るっているようで、息子の中学校でも長く欠席している子がちらほら・・・本日 2 学期の最終登校日。インフルエンザを持ち帰ってこないことを祈るばかりです。

私自身の 2024 年を振り返ってみると、健康維持のためになるべく運動を心がけた 1 年だったかなあと思います。夏休みには、暑すぎて終日家にいた子供たちに付き合ってもらい、夕方からウォーキングがてら買い物に出てみたり、よく汗をかいた夏を過ごしました。

そしてタンパク質をなるべく多く食べるようにご飯を考えていた成果なのか？ 4 月に 24 センチだった息子の靴のサイズが、この冬一気に 27 センチになっていました！

本年もどうぞよろしくお願いいたします 🙏 （田辺）

